

2 独立行政法人等の債務

(1) 独立行政法人等の債務の種類

独立行政法人等の債務には、政府保証債務に加え、国からの資金調達手段として一般会計、財政融資資金及びその他の特別会計からの借入金のほか、民間からの資金調達手段として財投機関債等があります。

なお、ここで、独立行政法人等とは、独立行政法人（☞①）、特殊法人（☞②）及び認可法人（☞③）をいうこととします。これらは全て、政府の監督の下に公的な施策を実施している法人です。

A 国からの資金調達

a 財政融資資金からの借入金

独立行政法人等は、国民のニーズや社会経済情勢の変化などに対応して、財政投融資制度により必要な事業への資金供給を受けており、財政投融資改革を踏まえ、対象事業の重点化・効率化が図られています。なお、財政投融資を活用している機関を財投機関といいます。

b その他の国からの借入金

独立行政法人等に対して、一般会計やその他の特別会計からの無利子貸付等が行われています。

B 民間からの資金調達

財政投融資改革により、財投機関の新たな自己資金調達手段として、政府保証のない公募債券である財投機関債が導入されました。財投機関債の発行により、ディスクロージャーを促進させ、事業運営の効率化を促すという効果があると考えられます。なお、独立行政法人等のうち株式会社日本政策金融公庫等の債券発行等については、政府関係機関予算として国会の議決が必要となっています。また、財投機関が債券発行や長期借入を行う場合には、原則として、主務大臣から認可を受ける必要があり、その際、主務大臣はあらかじめ財務大臣と協議することとされています。

☞①独立行政法人とは、「独立行政法人通則法」第2条第1項に規定される「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」をいいます。この場合、「個別法」とは、独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を法人ごとに定める法律をいいます。

☞②特殊法人とは、「総務省設置法」第4条第1項第8号に規定される「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）」をいいます。この場合、「特別の設立行為」とは、政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為をいいます。

☞③認可法人とは、通常、「民間等の関係者が発起人となって自主的に設立する法人であるが、その業務の公共性などの理由によって、設立については特別の法律に基づき主務大臣の認可が要件となっているもの」（出所「法律用語辞典」（法令用語研究会編））をいいます。

(2) 独立行政法人等の財務報告

独立行政法人等の資産面も含めた財務状況については、現在、様々な形で各独立行政法人等より公表されています。

このうち、独立行政法人については、「独立行政法人通則法」に基づき、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則に基づく財務諸表が作成されています。この財務諸表は、監事及び会計監査人による監査を受けた上で、主務大臣からの承認を受け、公表されています（）。国による独立行政法人の監督の在り方は、その業務運営における自主性、自律性を発揮させるため、事前統制より事後チェックを重視した制度設計となっており、独立行政法人の財務諸表は、業務遂行状況の的確な把握だけでなく、業績の適切な評価にも資するものとなっています。

また、特殊法人・認可法人については、予算統制を確保する観点から、各法人において、それぞれの設立根拠法等に基づき財務諸表が作成され、主務大臣からの承認を受けた上、公表されています。これに加えて、将来の国民負担に関する説明責任を向上させる観点から、企業会計原則に準拠した「行政コスト計算書」等が作成・公表されています。

なお、独立行政法人等のうち政府が出資している主要な法人については、「財政法」第28条に基づき、財務諸表が参考書類として国会に提出する予算に添付されています。

 会計監査人による監査は、その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除きます（「独立行政法人通則法」第39条第1項）。